

補助金等の予算の執行に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他の相当の反対給付を受けない給付金で市長が指定するものをいう。

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(予算執行職員の責務)

第3条 補助金等に係る予算の執行に当たる職員は、補助金等が税金その他貴重な財源で賄われるものであることに留意し、公正かつ有効に使用されるように努めなければならない。

(他の規程との関係)

第4条 補助金等に関しては、他に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に、その定める時期までに提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 補助事業等の目的及び内容

(3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日
その他補助事業等の遂行に関する計画

(4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

(5) その他必要と認める事項

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の申請書に記載すべき事項のうち同項第3号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略させることができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助の条件)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(決定の通知等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、第6条第1項の規定による調査の結果、補助金等を交付しないことと決定した場合について準用する。

(申請の取下げ)

第9条 補助金等の交付の申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第8条第1項の規定は、第1項に規定する措置をした場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第11条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない。

(補助事業等の内容の変更等)

第12条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等の内容又は経費の配分を変更しようとするとき（軽微なものを除く。）。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 第7条及び第8条第1項の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

(事故報告等)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由等を書面により、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 市長は、補助事業等の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者等に対し、補助事業等の遂行の状況に関し報告を求めるものとする。

(補助事業等の遂行の指示等)

第15条 市長は、前条の報告等により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助事業者等が前項の規定による指示に従わない場合において、必要と認めるときは、当該補助事業者等に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を求めることができる。

(実績報告)

第16条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、第12条第1項の規定により廃止の承認を受けたとき、又は補助金等に係る市の会計年度が終了したときは、当該補助事業等の成果を記載した実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受ける場合において、補助事業等の目的及び内容により、領収書その他の関係書類の提出をもって足りると認めるときは、同項の実績報告書の提出を省略させることができる。

(補助金等の額の確定等)

第17条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか

かを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正措置)

第18条 市長は、前条の規定による調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者等に対し、これらに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

2 第16条第1項の規定は、前項の規定による指示により、補助事業者等が必要な措置をした場合について準用する。

(交付決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この規則又は関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第20条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第21条 補助事業者等は、第19条第1項の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助金等の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を請求された場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

第22条 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を請求した額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を請求した補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金等の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第23条 第21条第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を請求した補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第24条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を請求され、当該補助金等、違約

加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該補助事業者等に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第 2 5 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

(調査等)

第 2 6 条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該職員に関係の帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(補則)

第 2 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和 4 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行前に補助金等が交付され、または補助金等の交付の意志が表示されている事務または事業については、この規則は適用しない。

附 則 (平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日規則第 1 3 0 号)

- 1 この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の補助金等の予算の執行に関する規則の規定は、平成 2 9 年度以後の予算に係る補助金等について適用する。

